



コミュニティ通訳ボランティア利用の手引き

1 コミュニティ通訳ボランティアとは？

学校や保育園・行政機関窓口などで相談や手続きをする時に、言葉のサポートをします。

2 どんな時に利用できますか？

＜通訳できます＞

- 学校で先生の話 を聞いたり、相談したりするとき。入学・入園の手続きや説明を聞くとき。
 - 市役所や役場でする手続きについて聞きたいとき
 - 在留資格の相談をしたいとき
 - 人権に関することで窓口で相談したいとき
- など・・・

＜通訳できません＞

- × 学校の授業や日本語の勉強
- × 家庭訪問、家での通訳
- × 個人的な問題に関すること（調停や裁判など）

その他、通訳が必要なときは相談してください。派遣できるかどうかを検討します。

3 依頼できるのは？

鳥取県に住んでいる外国出身者です。

4 お金はかかりますか？

ボランティアの交通費、謝金は財団が負担します。

5 利用するには？（どうしたら利用できますか？）

- ①「依頼書」を出す（申し込む） ②調整 ③通訳 ④「アンケート」を出す



① 近くの財団に「コミュニティ通訳ボランティア派遣依頼書」を出してください
(郵送・FAX・持参・E-mail)

② 財団がコミュニティ通訳ボランティアの派遣を調整します

③ コミュニティ通訳ボランティアの派遣・活動

④ 終わったら「アンケート」を必ず財団に出してください

※ 「依頼書」と「アンケート」は財団HPからダウンロードできます

5 その他

○財団とコミュニティ通訳ボランティアは依頼内容や個人情報等を誰にも言いません。

○できるだけ早めに申し込みをしてください。(直前の申込み、通訳言語によっては派遣できないこともあります。)

○コミュニティ通訳ボランティアと連絡したい時は、必ず財団に連絡をしてください。

○コミュニティ通訳ボランティアの活動中にあなたが受けた損害については、財団とコミュニティ通訳ボランティアは一切の責任を負いません。



【財団の場所】

○鳥取 (本所) 開館時間 平日9:00~18:00 土日9:00~17:30 (祝日・年末年始は休館)
〒680-0947 鳥取市湖山町西4-110-5 鳥取空港国際会館1階
TEL (0857) 31-5951 FAX (0857) 31-5952 E-mail tic@torisakyu.or.jp

○倉吉 開館時間 8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始は休館)
〒682-0802 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所別館
TEL (0858) 23-5931 FAX (0858) 23-5932 E-mail tick@torisakyu.or.jp

○米子 開館時間 平日9:00~17:30 土日10:00~17:00 (祝日・年末年始は休館)
〒683-0043 米子市末広町294 米子コンベンションセンター1階
TEL (0859) 34-5931 FAX (0859) 34-5955 E-mail ticy@torisakyu.or.jp

HPアドレス www.torisakyu.or.jp

【提出先】	本所（鳥取）	電話 (0857) 31-5951	FAX (0857) 31-5952	E-mail tic@torisakyu.or.jp
	倉吉事務所	電話 (0858) 23-5931	FAX (0858) 23-5932	E-mail tick@torisakyu.or.jp
	米子事務所	電話 (0859) 34-5931	FAX (0859) 34-5955	E-mail ticy@torisakyu.or.jp



個人用：日本語版

コミュニティ通訳ボランティア派遣依頼書

年 月 日

公益財団法人鳥取県国際交流財団 御中

下記のとおりコミュニティ通訳ボランティアの派遣を依頼します。

なお、依頼については、【利用規約】を守ります。

名 前	よみかた				
国 籍		性別	☐ 男 ☐ 女	年齢	才
住 所	〒 ー				
TEL			FAX		
携帯電話			E-mail		
派遣の希望	通訳言語	語			
	日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
	場 所				
	待ち合わせ場所				
通訳の内容					

【利用規約】

- コミュニティ通訳に関し、万が一依頼者または相手に不利益や損害が生じたとしても、鳥取県国際交流財団およびコミュニティ通訳ボランティアは一切の責任を負いません。
- コミュニティ通訳ボランティアは依頼書に書いてある内容の通訳以外のことはしません。
- 通訳終了後、すぐにアンケートを提出します。

